

【用語】小諸領菱野村—長野県小諸市 沼田領鎌原村—吾妻郡嬬恋村

境論—国境や村境などをめぐる争論 談議—吟味、取り調べ 理運—利運、道理にかなっていること 檢使—事実を検視するために派遣する役人 裁許—訴訟の判決 馬次—馬背で荷物を運ぶこと 沙汰—しらせ、取扱い、処置 論所—争論の対象となつてゐる地所 礼物—贈り物、進物 巢鷹山—鷹を繁殖させるために保護を加えた山 後鑑—後々の手本 自今—今から後、以後 曲事—罪科

【解説】浅間山北麓一帯は南木山と呼ばれ、上野・信濃両国にまたがる広大な入会・株場原野であったため、初期の株場紛争では国境論の形をとることが多かつた。この地域では、承応二年（一六五三）に吾妻郡大笹村と信州小県郡根津村の入会紛争、つづく明暦二年（一六五六）には吾妻郡の大笹・大前村と信州小諸領菱野村の入会紛争、さらに寛文四年（一六六四）になると沼田領鎌原村と信州小諸領菱野・八幡村の国境争論がおこつてゐる。

この文書は、寛文四年の幕府評定所からの裁許絵図裏書の写である。裁許状によれば、西方の横篠から山之神・三尾山・浅間山・鼻曲山に至るまでの分水嶺を上信国境とし、その南は信州、北は上州と定めたことがわかる。しかし、入会の境界線については従来どおりを追認し、信州側の村々に対しても下草や柴木の刈り取りを許可した。このような国境論や山論などに関する訴訟では、幕府は現地に檢使役人を派遣して調査確認したうえ、評定所で裁定した境界線を絵図面に墨引きし、その絵図の裏面に判決文を記し、さらに三奉行が連署押印して争論の両当事者へ手渡すことになつてゐたのである。また三奉行の連署では片苗字や官途名を記すことになつていた。